

ひとり親家庭等医療費助成

～父子家庭の方も対象～

「ひとり親家庭等医療費助成制度」は、父子家庭の方も対象となりますので、次の要件に該当する方は申請願います。

■対象となる方

ひとり親家庭などの18歳未満(学生などは20歳未満)の児童とその父または母

■助成内容

児童は入院と通院、父または母は入院のみ医療費の自己負担額を助成します。ただし、児童の年齢や世帯の課税状況により、次の一部負担金を医療機関の窓口でお支払いください。

①0歳から中学生以外で町民税課税世帯の方
医療費の1割(月額限度額 入院44,400円、通院12,000円)

②0歳から中学生まで、または町民税非課税世帯の方
初診時一部負担金
(医科580円、歯科510円、柔整270円)

■申請に必要なもの

- ・ひとり親家庭などであることが確認できる書類(戸籍謄本など)
- ・健康保険証
- ・印鑑
- ・所得課税証明書(訓子府町外で課税されている方)

入院・外来で医療費が高額になる場合は限度額適用認定証の申請を

国民健康保険(国保)に加入している方は、入院時に「限度額適用認定証」(70歳未満課税世帯の方)および「限度額適用・標準負担額減額認定証」(非課税世帯の方)を提示することにより、医療機関での支払額が、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

また、町民税非課税世帯の場合は、入院時の食事代が減額されます。

認定証の交付を希望される方は、福祉保健課医療給付係窓口で申請してください。(70歳以上75歳未満の課税世帯の方は、「国民健康保険高齢受給者証」により自己負担限度額が適用されるため、認定証は交付されません)

既に交付を受けている方も有効期限は7月31日までとなっています。8月以降有効の認定証を希望される方は、あらかじめ申請が必要です。(申請受け付けは7月19日から開始します)認定証をお持ちでない場合は、一時自己負担となりますので、手続きをしてください。

■申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・個人番号カードまたは通知カード+写真付き身分証明など

国民健康保険高齢(70歳～75歳未満)受給者証の一斉更新

高齢受給者証の一斉更新を行います。対象の方には、7月中に受給者証を郵送します。

■問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

北見農業試験場公開デー 2016

農業試験場はどんなところ?と思っている方、ご来場ください。

■とき 平成28年8月10日(水)

9時30分～13時

■ところ

地方独立行政法人北海道立総合研究機構北見農業試験場(訓子府町字弥生52)

■入場無料

■内容 研究成果展示(品種・栽培技術のパネ

ル)、畑作園芸相談コーナー(病害虫診断は現物を密封してご持参ください)、ほ場見学バスツアー、畑で働く農業機械展、試食コーナー(ポテトチップほか)、おもしろ体験コーナー(子ども向け)、クイズラリー(挑戦した方には、いもなどをプレゼントの予定)、訓子府町の生産者による農産物販売(ファーマーズマーケット夢ミール)、網走水産試験場の展示

※芝生で休憩することもできます(シートはご持参ください)

■問合せ 北見農業試験場 (☎ 47-2146)

8月から「乳幼児等医療費助成」の名称が「子ども医療費助成」へ変わります

名称の変更

「乳幼児等医療費助成」から『子ども医療費助成』に変わります。
※北見市・置戸町が中学生までの入院・訪問看護の助成を拡大したことに伴い名称を北見市・訓子府町・置戸町の1市2町で統一するものです

※助成の内容は変わりません

入院・通院・訪問看護(健康保険適用分のみ)

0歳から中学生まで【初診時一部負担金 医科580円、歯科510円、柔整270円】

小学生・中学生の入院・訪問看護の受給者証の申請手続きの変更について

- ・小学生の受給者証は、8月から自動更新ではなく、申請により交付することになります。
- ・中学生の受給者証を、8月から申請により交付します。

※小中学生のお子さんが入院される場合には、受給者証の申請をしてください。

◎対象者によって受給者証の交付手続きが異なります

対象者	通院	入院・訪問看護	手続き
未就学	受給者証交付 (自動更新分は7月下旬に郵送)		自動更新により受給者証を交付しますので、手続きは不要です。受給者証を今までどおり健康保険証と併せてご使用ください。
小学生 中学生	受給者証なし	8月から窓口申請にて受給者証を交付	申請には印鑑、健康保険証を持参してください。

小学生・中学生の通院について

受給者証はありませんので、小学生と中学生の通院については、医療機関などで医療費を支払い、役場の窓口で医療費助成の支給申請をお願いします。

■持参するもの 領収書、印鑑、振込先の口座、健康保険証(変更があった場合)

前月の診療分をまとめて毎月10日まで(平日)に申請すると、その月の25日ごろに振り込みます。

(例1) 7月診療分→8月1日から10日申請→8月25日振り込み

(例2) 7月診療分→8月12日から9月9日申請→9月23日振り込み

※入院・訪問看護で受給者証の交付申請をせずに受診した場合は、通院と同じ手続きにより支給します。また、時効は2年となりますが早めに申請をお願いします。

受給者証の使用について

受給者証が使用できるのは、北見市・訓子府町・置戸町の医療機関などです。その医療機関など以外で受診をした場合には受給者証は使用できませんので、医療費を支払い、役場の窓口で医療費助成の支給申請をお願いします。

■持参するもの 領収書、印鑑、振込先の口座、健康保険証(変更があった場合)

※学校でのけがにより日本スポーツ振興センターの対象となった医療費は、医療費助成の対象となりませんので、受給者証の使用または支給申請をしないようお願いします。

■問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)